

一般財団法人都城市スポーツ協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人都城市スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮崎県都城市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、本市における公共体育施設の効果的な管理運営とスポーツ振興に関する事業を一体的に推進し、体育スポーツの健全な普及発展を図り、市民の健康増進及び体力の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 公共体育施設の管理運営
- (2) スポーツ教室の開催
- (3) スポーツ振興に関する次の事業
 - イ 競技力向上、スポーツ人口の底辺拡大及び普及振興に関すること
 - ロ 生涯スポーツの振興に関すること
 - ハ 青少年の健全育成に関すること
 - ニ 地域スポーツの振興に関すること
 - ホ スポーツ組織・団体の充実強化に関すること
 - ヘ スポーツ指導者の育成及び資質向上に関すること
 - ト 選手等の派遣に関すること
 - チ 各種競技大会の主催、共催及び後援に関すること
 - リ 表彰に関すること
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに、資金調達の見込みを記載した書類を、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款を主たる事務所に備え置きするものとする。

(剰余金の分配の制限)

第9条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員4名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、監事2名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人
- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
- (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係

- (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員(2以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(評議員の任期)

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

- 第13条 評議員に対して、各年度の総額が20万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

- 第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第15条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (6) 定款の変更
 - (7) 残余財産の処分
 - (8) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 5 月に開催するほか、3 月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第 18 条 会長は、評議員会の開催日の 1 週間前までに評議員に対して会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第 19 条 評議員会の議長は、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 21 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員及び理事のうちから当該評議員会において選出された議事録署名人 2 人が記名押印する。

第 6 章 役員

(役員の設定)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5 名以上 20 名以内

(2) 監事 2 名

2 理事のうち 1 名を会長とする。また、会長以外の理事のうち 8 名以内を副会長、1 名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)

上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(顧問)

第 22 条の 2 この法人に、任意の機関として、顧問 3 名以内を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

- (1) 会長の相談に応じること
- (2) 理事会から諮問された事項について、参考意見を述べること

3 顧問は、理事会において選任する。

4 顧問の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

5 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要した費用の支払いをすることができる。

(役員の選任)

第 23 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 27 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- 2 前項の規定により理事又は監事を解任する場合には、評議員会において決議する前に、当該理事又は監事に対して、弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬等)

第 28 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第 7 章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長又は常務理事が招集する。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長又は常務理事がこれに当たる。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該議案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案の可決をする旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 事務局

(事務局)

第 35 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。

- 3 事務局に、事務局長を置くことができる。
- 4 事務局長は、重要な職員として、理事会の承認を経て会長が任免する。
- 5 事務局長以外の職員は、会長が任免する。
- 6 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、評議員の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第37条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 委員会等

(委員会等の設置)

第40条 この法人の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、次の委員会等を設置することができる。

- (1) 代表者委員会
 - (2) スポーツ賞選考委員会
 - (3) 専門委員会
 - (4) その他理事会が必要と認めた委員会等
- 2 委員会等の委員は、理事会において選任する。
 - 3 委員会等の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める委員会等運営規則によるものとする。

第12章 賛助会員

(賛助会員)

第41条 この目的に賛同し、支援する個人及び団体を賛助会員とする。

- 2 賛助会員に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事及び業務執行理事は、次に掲げる者とする。

代表理事 野 村 秀 雄
業務執行理事 浦 田 兼 義

- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

隈田原 輝 義
山 川 裕 彦
児 玉 照 美
中 村 洋 子
西 川 英 男

附 則

この定款は、平成 26 年 7 月 1 日より施行する。

- 1 平成 28 年 6 月 1 日一部改正
- 2 令和 2 年 3 月 27 日一部改正（第 7 条修正、第 12 章追記）
- 3 令和 3 年 4 月 1 日一部改正（第 1 条 名称変更）